

報道関係者各位

平成28年9月1日
照会先
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長 中屋 敏彦
賃金指導官 安藤 行広
電話 058-245-8104

岐阜県最低賃金を改正

－10月1日から1時間776円に－

- 1 本日、岐阜労働局長（本間之輝）は、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第4号）の改正決定を行い、官報に公示した。
改正内容は、最低賃金額を現在の1時間754円から1時間776円（引上げ額22円、引上げ率2.92%）に引き上げるもので、発効日は本年10月1日である。
- 2 この最低賃金額の引上げ額及び引上げ率は、いずれも平成14年の時間額一本化後、過去最大であり、推計で3万人以上の労働者の基本給等の引上げが必要となる。
- 3 岐阜県最低賃金は、岐阜県内の全事業場及びそこで働く全ての労働者（パート、アルバイトを含む約76万5千人）に適用される。

※最低賃金法（昭和34年法律第137号）（抄）

第4条第1項

「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」

第40条

「第4条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。」

- 添付資料
- 1 官報公示文写し
 - 2 岐阜県最低賃金の推移

岐阜労働局最低賃金公示第 1 号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成 28 年 9 月 1 日

岐阜労働局長 本間 之輝

第4号中「1時間754円」を「1時間776円」に改める。

(参考)

岐阜労働基準局最低賃金公示第 4 号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第16条の3の規定に基づき、岐阜県最低賃金（昭和54年岐阜労働基準局最低賃金公示第5号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第17条第1項の規定により公示する。

昭和 55 年 9 月 10 日

岐阜労働基準局長 牧野 令二

岐阜県最低賃金

- 1 適用する地域 岐阜県の区域
- 2 適用する労働者 前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者 前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額 1日2,838円（賃金の大部分が時間によつて定められている者については、1時間355円）
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

岐阜県最低賃金の推移

(単位：円、%)

発効年月日	日 額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	全国加重平均 (時間額)
昭和 53. 10. 5	2,494	150	6.40	311.75	18.75	6.40	315
54. 10. 11	2,649	155	6.21	332	20.25	6.50	334
55. 10. 10	2,838	189	7.13	355	23	6.93	357
56. 10. 10	3,023	185	6.52	378	23	6.48	379
57. 10. 8	3,188	165	5.46	399	21	5.56	399
58. 10. 8	3,291	103	3.23	412	13	3.26	411
59. 10. 8	3,394	103	3.13	425	13	3.16	423
60. 10. 5	3,518	124	3.65	440	15	3.53	438
61. 10. 4	3,625	107	3.04	454	14	3.18	451
62. 10. 4	3,706	81	2.23	464	10	2.20	461
63. 10. 3	3,818	112	3.02	478	14	3.02	474
平成 元. 10. 3	3,974	156	4.09	497	19	3.97	492
2. 10. 2	4,167	193	4.86	521	24	4.83	516
3. 10. 2	4,374	207	4.97	547	26	4.99	541
4. 10. 1	4,559	185	4.22	570	23	4.20	565
5. 10. 1	4,703	144	3.16	588	18	3.16	583
6. 10. 1	4,817	114	2.42	603	15	2.55	597
7. 10. 1	4,923	106	2.20	616	13	2.16	611
8. 10. 1	5,022	99	2.01	628	12	1.95	623
9. 10. 1	5,128	106	2.11	641	13	2.07	637
10. 10. 1	5,217	89	1.74	653	12	1.87	649
11. 10. 1	5,262	45	0.86	658	5	0.77	654
12. 10. 1	5,302	40	0.76	663	5	0.76	659
13. 10. 1	5,337	35	0.66	668	5	0.75	663
14. 10. 1	時間額一本化 ^{※1}			↓	—	—	663
15 ^{※2}	—			↓	—	—	664
16. 10. 1	—			669	1	0.15	665
17. 10. 1	—			671	2	0.30	668
18. 10. 1	—			675	4	0.60	673
19. 10. 19	—			685	10	1.48	687
20. 10. 19	—			696	11	1.61	703
21 ^{※3}	—			↓	—	—	713
22. 10. 17	—			706	10	1.44	730
23. 10. 1	—			707	1	0.14	737
24. 10. 1	—			713	6	0.85	749
25. 10. 19	—			724	11	1.54	764
26. 10. 1	—			738	14	1.93	780
27. 10. 1	—			754	16	2.17	798
28. 10. 1	—			776	22	2.92	823

(注) (※1) 平成14年度は、日額表示が廃止され、時間額の引き上げは見送られた。

(※2、3) 平成15年度と平成21年度は岐阜県最低賃金の改正が見送られた。